

茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書（答申）

【公表版】

*冒頭に記載しているとおり、公表の趣旨・目的を踏まえ、個人情報保護の観点から、調査会の確認を得たうえで公表版を作成しています。

平成30年12月19日

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会

茅ヶ崎市教育委員会

茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査結果の公表について

本報告書の目的は、再発防止を含むいじめ防止対策の実効性ある取組の一環として、地域社会がいじめの問題について話し合い、考えを深めていただくことをもって、いじめのない社会の実現に資するものです。

なお、本報告書の公表に当たっては、個人情報保護の観点から、個人名や学校名等、特定の個人を識別することができる情報は記載していません。

しかしながら、本報告書は、公表の趣旨・目的を踏まえ、通常であれば非公開としている内容についても、公表による当該児童及び関係児童等への影響と比較衡量のうえ、本報告書の公表に限り掲載しております。

このことから、報道機関を含め、この情報を得た皆様が、公表内容を利用することで、万が一にも、当該児童に対する権利利益の侵害や関係児童等への社会的制裁につながることはないように、最大限の配慮を求めるものです。

本調査会は、本報告書の公表により、地域社会が、学校教育のありようを見つめ直し、今後のいじめ防止対策や子どもの健全育成活動の推進に向け、「社会全体で子どもを健全に育てる」という公益につなげていただくことを期待します。

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会

茅ヶ崎市教育委員会

目次

はじめに	1
第一部 調査の目的及び方法	2
1 調査の目的	2
2 事案の概要	2
(1) 経緯	
(2) 本調査会への当該児童保護者からの申し立て内容	
(3) 当該児童及び当該児童保護者からの訴えがあった後の当事者間の関係について	
3 調査対象及び調査の方法	3
4 調査の経過	4
第二部 調査結果と事実認定	5
1 当該児童の被害認識及び調査対象の選定	5
2 「具体的事案」の内、認定した事実と認定の理由及び評価	5
(1) 「平成27年5月 トイレにおける集団による加害行為」事案に関する事実認定	
(2) 「平成27年12月 1名の関係児童からの暴言・加害行為」事案に関する事実認定	
(3) 「馬乗り」についての事案に関する事実認定	
(4) 「ズボンとパンツを脱がされた」という事案に関する事実認定	
(5) 「将来の夢」についての事案に関する事実認定	
(6) 「工作物を壊された」という事案に関する事実認定	
(7) 「新しい靴にわざと砂をかけられた」という事案に関する事実認定	
(8) 「授業中に、1名の関係児童から悪口を言われた」という事案に関する事実認定	
(9) 「集合写真」についての事案に関する事実認定	
3 「具体が特定されていない事案」に関する事実認定について	10
4 小括	12
第三部 本事案における学校等の対応	13
1 担任の対応	14
2 学校の対応	16
3 教育委員会の対応	19
第四部 再発防止に向けた提言	20
おわりに	26
資料	27

はじめに

平成28年11月9日に茅ヶ崎市教育委員会（以下、「教育委員会」という）の諮問を受け、いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査を行った。

本事案においていじめ被害に遭ったと申し立てのあった、茅ヶ崎市内の市立小学校（以下、「学校」という）に在籍していた児童（以下、「当該児童」という）は、平成27年度（当時2年生）末に、在籍していた当該学級の複数児童から受けたいじめについて保護者に訴えた。保護者の学校長への申し出により学校は事態の把握に努めたが、3年生に進級して間もなく不登校になり、長期間欠席が続いた。本調査会は、本事案の事実関係を明らかにし、再発を防ぐ方策や当該児童の登校再開に向けた対応を検討するとともに、本件に係る学校及び教育委員会の今後の対応についての検討を行った。

本報告書は、4部構成となる。

第一部では、まず、当該児童保護者、学校、教育委員会より提供された本事案に係る資料を精査し、調査対象事案及び調査方法を特定した。第二部では、本調査会による聞き取りを含めた調査結果を基に、いじめ被害についての事実認定に関する検討を行った。第三部では、本事案に係る学校の対応の妥当性について検討した。最後に、第四部では、再発防止に向けた提言を行った。

本事案は、発生初期から時間が経過していることや、当時小学校2年生であった児童らの発達段階を考えると、当時の記憶の正確さが十分であるとは言えず、事実の認定には困難さを伴った。しかし、調査会の各委員が、本調査の目的を十分に理解し、このような事態が二度と起きることのないよう、それぞれの専門性を生かし議論を交わすことができた。

調査に当たり、当該児童、当該児童保護者、関係児童、関係児童保護者、教職員、その他多くの関係者にご協力いただいたことに心より感謝を申し上げる。

教育委員会が本報告書を誠実に受け止め、今後の教育活動に役立てることと、強い決意をもって再発防止に取り組んでいただけることを期待している。そして、本事案の当該児童が、これから安心して学校生活を送れるようになることを心より願っている。

平成30年12月

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会

会長 松坂 秀雄

第一部 調査の目的及び方法

1 調査の目的

本調査は、いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資することを目的とする。なお、本調査は、その目的の達成のために、事実関係を明確にするための調査であり、民事・刑事上の責任やその他争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

2 事案の概要

(1) 経緯

本調査で扱う事案は、平成27年度当時、小学校の2年生だった当該児童及び当該児童保護者が訴えるいじめについてである。本事案について、学校は、平成28年3月に当該児童保護者からの訴えにより認知した。

学校は、いじめたとされる5名の関係児童を含む当該学級の児童に対して聞き取りを行った。学校は、当該児童の訴えと他の児童への聞き取り調査から得た情報を基に、訴えのあった全ての行為の内いくつかを「いじめ防止対策推進法」でいう「いじめ」として捉え、その解決に向けて対応を始めた。

教育委員会は、学校が本事案を認知した平成28年3月以降、学校との情報共有に努め、県教育委員会等関係機関との連携及び学校への指導・助言等を行ってきた。

当該児童保護者は、学校の聞き取り調査結果による報告内容をはじめ、本事案に係る学校の対応を不服としている。

平成28年8月末から、教育委員会が直接当該児童保護者に対応することになったが、当該児童保護者が望んでいる全ての事実の解明ができていないことや、いじめたとされる5名の関係児童及びその保護者との当時の状況の認識に相違があることなどから、事態が好転しない状態が続いている。

これまでの経過の中で、本事案について、学校主体の調査では、本事案への対処等に十分な結果が得られないと教育委員会が判断し、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針「第3 重大事態への対処」の「2 学校設置者（教育委員会）または学校による対処」の「(2) 事実関係を明確にするための調査」に基づき、本事案について本調査会が調査を行うことになった。

(2) 本調査会への当該児童保護者からの申し立て内容

平成27年度に、当該学級において、複数の児童及び学級担任（以下、「担任」という）から様々な「いじめ」を受けた。当該児童保護者が、「校内暴力」、「いじめの放置」、「それらに伴う精神的苦痛」に対する是正、関係児童及び関係児童保護者への指導とともに、事実関係の調査とその報告を求める。

(3) 当該児童及び当該児童保護者からの訴えがあった後の当事者間の関係について

本事案発生以降、学校及び教育委員会が当該児童側と関係児童側との間に入り、事態の解決に向けて調整を図ってきた中で、関係児童側からの当該児童側への謝罪の申し入れもしくは当該児童の登校再開に向けて話し合いがあった。しかし、その内容・方法等が、当該児童保護者が納得できるものではなく、解決に至らなかった。

3 調査対象及び調査の方法

本調査会は、当該児童保護者、学校、教育委員会から提出された資料による調査を行うとともに、当該児童及び当該児童保護者からの聞き取り、いじめたとされる関係児童及び関係児童保護者の聞き取り、学校関係者からの聞き取りを行い、事実調査及び検証を行った。

なお、当該児童及び関係児童以外の当該学級の児童への聞き取りについては、学校が当該学級の児童に対して一人一人に行った聞き取り調査の内容を精査したところ、十分な事実認定に係る証言があると認められたこと、さらに、学校が聞き取りを行った当時から長い期間が経過しているため、本調査会が改めて行う聞き取りにより、信頼性を担保した新たな証言が得られる可能性は低いと推測されることから、実施しないこととした。

聞き取り調査に当たっては、委員全員での聞き取りを基本としたが、当該児童及び関係児童の聞き取りについては、児童の発達段階に配慮し、児童の自宅等で、委員2名又は3名で行った。

さらに、当該児童の聞き取りの際には、当該児童の主治医に直接連絡を取り、当該児童保護者同席のうえ、慎重に聞き取りを行い、精神的に不安定な状態となった場合、聞き取りを打ち切ることとした。

聞き取り調査を行った対象者は、以下のとおりである。

- 当該児童
- 当該児童保護者
- 関係児童保護者及び関係児童4名
- 本件学校の当時の学校長（以下、「校長」という）
- 本件学校の当時の教頭
- 本件学校の本申告事案当時の担任
- 本件学校の当時の総括養護教諭（以下、「養護教諭」という）
- 本件学校の当時のふれあい補助員※3名

※ふれあい補助員・・・教育委員会が、学習指導・生活指導の補助を行うことを通して、特別な配慮を必要とする児童・生徒の実態に応じたきめ細かな教育の推進を図ることを目的として、各学校に派遣している非常勤嘱託職員

- 本件学校の当時の総括教諭3名

- 担任が本件学校に異動する際に引継ぎを行った当時の前任学校長
- 担任が本件学校に異動する際に引継ぎを受けた当時の学校長

4 調査の経過

本調査会は、第31回（H30.2.5）をもって一旦報告書をまとめ、平成30年2月13日に、調査会として当該児童保護者に報告書を渡した。これに対して、平成30年3月1日に、当該児童保護者が報告書に係る所見を市長に提出した。その所見の内容を受け、市長が追加調査の必要があると判断した。判断の主な理由としては、当該学校の教職員が行った担任への聞き取り調査内容について、教育委員会に提出された複数の報告書の概要が本調査会に口頭で報告されていたものの、資料として本調査会に提出されなかったことにより、報告書に十分に反映されていなかったというものであった。

当初、調査会としては、担任からの新証言の情報の報告を受けた時点で、既に調査開始から相当の時間が経過しており、調査活動を終了して報告書の内容検討に入っていたこと、担任証言については、信用性が低く、過度に重視すべき資料としていなかった。こうしたことから、担任の発言内容が大きく変わった旨の口頭の報告を受けていたものの、一部の変更は行ったが、それまで調査会が認定した事実には大きな影響を及ぼさないと判断した。しかしながら、市長から当該変更証言についても調査資料とするべき旨の判断があり、また、当該児童保護者より学校の調査資料を基に真実を明らかにするべきとの指摘を受けたことから、教育委員会から本調査会に提出されなかった複数の学校からの報告書等についても検討することとしたものである。

変更証言の概要としては、①いじめ行為の認知について、当初、児童間の加害行為について単に遊びの延長であると考えており、いじめとまでは考えなかったとしていたと発言していたが、実際には、いじめであると思ったものの、問題ないと思いつくことで見過ごそうとしていたという証言の変更と、②加害行為についての、より具体的で詳細な内容の追加であった。

調査会は、まずはじめに、提出資料の信頼性を検討するために、資料作成に関わった教職員6名全員に対して聞き取り調査を行った後、担任からの聞き取りを実施した。ここにおいても、担任は、周囲の教職員からの、当該児童及び関係児童のために真実を明らかにし、学校の問題点を明らかにすべきであるという思いを受けて、自身が、虚偽の事実を証言することで問題なく学級運営ができていると見せかけようとしてきたという問題点に向き合ったうえで、真の記憶に基づく発言を行っているものと見られると本調査会として判断したものである。これにより、当該提出資料及び再度の聞き取り結果を事実認定等の基礎資料として採用し、報告書を修正することとした。

なお、聞き取り調査については、複数の本調査会委員が同席し、人権に十分に配慮をする中で行った。

第二部 調査結果と事実認定

1 当該児童の被害認識及び調査対象の選定

平成28年11月23日付けで、当該児童保護者より本調査会に申告された被害内容は多岐に渡るため、本調査会として、その行為が行われた時期や行ったとされる児童が特定されている「具体的事案」と、行われた時期や行ったとされる児童が特定されない、又はその行為が日常的に継続して行われていたと推測される「具体が特定されていない事案」とに分けて認定事実の考察を行った。

また、申告された被害内容には、「担任によるいじめ」も含まれているため、担任の対応については申告事案ごとに検証を行った。担任の対応等については、学校の対応も含めて、第三部に記す。

なお、以下、検証の結果、申告された被害内容の事実について認定の可否を記すが、ここでは、その事実があったと認められると判断したものを「認定した事実」とし、その認定の理由と評価を記す。

ただし、「認定した事実」がいじめに該当し、「認定しない事実」がいじめに該当しないと断言するものではない。各事案をいじめとして認定できるか否かについては、第二部の最後に小括として記す。

2 「具体的事案」の内、認定した事実と認定の理由及び評価

(1) 「平成27年5月 トイレにおける集団による加害行為」事案に関する事実認定

《訴え》

平成27年5月、1名の関係児童がふざけているところを当該児童が笑ったことが原因で、その関係児童が突然怒り出し、周囲に当該児童を捕まえる旨命令し、当該児童が9人に追いかけられた。当該児童はトイレに逃げ込んだが、外から扉を叩かれ、トイレから出たところで、後ろから羽交い絞めにされ、その関係児童を含む複数の児童から暴行を受けた。

《認定した事実》

平成27年5月、1名の関係児童が突然怒り出し、周囲に当該児童を捕まえる旨命令し、当該児童が複数名に追いかけられた。当該児童はトイレに逃げ込んだが、外から扉を叩かれ、トイレから出たところで、後ろから羽交い絞めにされ、その関係児童を含む複数の児童から加害行為を受けた。

《認定の理由》

当該児童の訴えは、1名の関係児童をはじめ、本事案に関わったとされる複数の児童の証言と一致している。担任もその場で状況を把握し、関係児童等への指導をしている。また、その関係児童も、当該児童を捕まえる旨発言したことは供述している。

《評価》

1名の関係児童が怒り出した理由については、当該児童が「その関係児童を笑ったことで」としているのに対し、その関係児童及び別の1名の関係児童は、当該児童が「ちょっかいを出してきたり、浣腸してきたりした」と話しており、一致しない。その関係児童と当該児童との関係性の中で、当該児童がその関係児童の気を引くためにその関係児童に対する何らかの言動があったことは、十分に認められる。しかし、原因がどうであれ、その関係児童の呼びかけにより複数の児童が当該児童一人を追いかけ、加害行為を行ったことは事実と認められる。仮に当該児童の行為に対する仕返しであったとしても、複数で追いかけ、トイレに閉じ込め、出てきたところで後ろから羽交い絞めにした等の一連の行為は、ふざけ合いの範囲から大きく逸脱している。さらに、少なくともその関係児童を含めた3人以上の児童から追いかけられたことにより、当該児童が強い恐怖感を抱いたことは容易に想像できる。

この時点では、双方向性が失われるような関係性ではなかったと考えられるが、その後、当該児童と関係児童等との関係性が変化していき、当該児童が周囲との関係の中で苦痛を感じ始める大きなきっかけになった事案であると認定できる。

また、本事案について、担任は、当該児童と関係児童等の双方に謝罪を促すという表面的な対応を行った。しかし、担任は、本事案をいじめ、もしくはいじめにつながり得る大きな問題行動としてではなく、遊びの延長であると捉えていたことから、それ以上の対応をせず、単なる表面的な対処で済ませてしまい、それが後の双方向性が失われる関係性につながる一因となっている。さらに、その後の当該児童保護者、関係児童保護者への対応についても適切ではなかったと考えられる。担任の対応については、『第三部 1 担任の対応』で詳しく触れることとする。

(2) 「平成27年12月 1名の関係児童からの暴言・加害行為」事案に関する事実認定

《訴え》

1名の関係児童に、笑いながら暴言を浴びせられ、馬乗りで殴られた。その他の4名の関係児童も笑いながら見ていた。

《認定した事実》

1名の関係児童に、笑いながら暴言を浴びせられ、馬乗りで殴られた。その他の複数の関係児童も笑いながら見ていた。

《認定の理由》

当該児童の訴え以外の具体的証言は得られていないが、当該児童の聞き取りでも繰り返し訴えがあり、いつも自分は馬乗りで下にされていたという思いと、12月に暴言を浴びせられたということが、当該児童の中で一致しており、1名の関係児童によるこの暴言はあったと考えるのが妥当である。

《評価》

1名の関係児童による暴言は、単なる悪口の域を出ているものである。当該学級で、乗ったり乗られたりする様々な形での馬乗りの遊びが頻繁に行われていたことは、学

校が行った当該学級の児童への聞き取りで、多くの児童から証言が出ている。当該学級における「馬乗り遊び」が始まった時期は明確ではないが、当初は馬になる児童が入れ替わりながら行っていた遊びが、ある時期から当該児童が一方的に下になって乗られることが繰り返され、12月の時点では、当該児童がその行為に強い苦痛を感じていたことが認められる。馬乗りについては、(3)で詳しく触れるが、その時期にその関係児童から浴びせられた暴言は、当該児童にとって強く印象に残るものであったと認められる。

(3) 「馬乗り」についての事案に関する事実認定

《訴え》

1名の関係児童に馬乗りにされ、背中をこぶしで何度も殴られたうえ、走らされた。当該児童が倒れると、思い切り踏みつけた。別の1名の関係児童にも同様にやられた。

《認定した事実》

1名の関係児童に馬乗りにされ、殴られる等の加害行為があった。

《認定の理由》

複数の関係児童の証言及び当該学級の児童の聞き取り内容からも、当該学級で「馬乗り遊び」が継続的に行われたことは明らかである。その中で、当該児童が下になる頻度が高まっていったことは、当該学級の児童の証言からも複数出ている。それらの証言からは、周囲が遊びでやっている中、当該児童のみ辛い、苦しい表情をしていたこと、さらに1名の関係児童が上に乗る場面が多くあったことが認められる。

《評価》

当初、馬乗りになるという行為が遊びとして存在していた。その行為自体が変化していったかどうかの判断はできないが、上に乗られる行為が次第に当該児童に集中し、秋以降、1名の関係児童以外の複数の児童も加わり、その重さに耐えきれず、押しつぶされることがあった。その行為を当該児童は嫌がり、痛みを伴っていたにもかかわらず、激しく抵抗することもできず、その行為が繰り返されていた。これは、当該児童の「耐えなければならなかった」という証言からも認定できるものである。

(4) 「ズボンとパンツを脱がされた」という事案に関する事実認定

《訴え》

2月のある日、教室で2名の関係児童に倒され、押さえつけられて、その2名の関係児童にズボンとパンツを脱がされた。

《認定した事実》

2月のある日、教室で2名の関係児童に倒され、押さえつけられて、その2名の関係児童にズボンを脱がされた。

《認定の理由》

この行為については、当該学級の児童の証言が複数あることから、この行為があったことは十分に考えられる。当該児童は「ズボンとパンツを脱がされた」と訴えてい

るが、本事案に係る複数の目撃証言のいずれも、「ズボンを脱がされていた」であり、少なくとも2名の関係児童により、「ズボンを脱がされた」ことについては認定できる。

《評価》

本事案は、2名の関係児童が、当該児童を押さえつけ、ズボンを脱がせたというものである。当該児童が訴える「パンツまで脱がされた」ことについては、ズボンを脱がされる際に、パンツもずれてしまったことから、当該児童はパンツも脱がされたと感じていることが考えられる。

この行為が行われた2月の時点では、既に、本人が苦痛に感じる様々な行為が繰り返されていたと思われる。この行為自体が悪ふざけのレベルではなく、さらに、本事案を目撃している児童が複数いること、当該学級の複数の児童の前で行われた行為であることから、本事案はいじめの可能性が非常に高いと言える。

(5) 「将来の夢」についての事案に関する事実認定

《訴え》

平成28年3月、1名の関係児童との二人だけの秘密としていた将来の夢を、その関係児童にばらされ、別の1名の関係児童から、当該児童の将来の夢がかなうわけない旨のことを言われた。

《認定した事実》

平成28年3月、1名の関係児童との二人だけの秘密としていた将来の夢を、その関係児童に暴かれ、別の1名の関係児童から、当該児童の将来の夢がかなうわけない旨のことを言われた。

《認定の理由》

本事案に関わる1名の関係児童は、学校が行った聞き取り、及び本調査会が行った聞き取りにおいて、秘密を別の1名の関係児童に話したことを証言している。それを聞いたその別の1名の関係児童が、当該児童に対して、当該児童の将来の夢がかなうわけない旨のことを言ったことについては、その別の1名の関係児童からの証言が得られていることから、訴えにある事実があったことについては認定できる。

《評価》

認定の理由に示したように、本事案の事実自体はあったと認定できるが、1名の関係児童が、当該児童の夢を馬鹿にするために意図的に秘密を暴いたということまでは認定できない。しかし、本事案は、当該児童に対する他の様々な行為と比較しても、当該児童にとって非常にショックな出来事であったと受け止められる。本事案自体をいじめとして位置付けることはできないが、日常的に当該児童が苦痛に感じる行為が行われていたこの時期に、自分の大切な夢についての秘密を暴かれ、否定されたことは、当該児童にとって非常に辛い出来事になっていたことが想像できる。

(6)「工作物を壊された」という事案に関する事実認定

《訴え》

2名の関係児童に、持っていた工作物を引っ張られ、目の前で壊された。

《認定した事実》

2名の関係児童に、持っていた工作物を引っ張られ、目の前で壊された。

《認定の理由》

本事案については、当該児童が訴える「工作物を引っ張られ、目の前で壊された」場面を目撃している者はいないことから、関係児童等が意図的に工作物を壊したとは認定できない。しかし、本調査会の聞き取りの訪問の際に、当該児童から具体的に詳細が語られていること、さらに聞き取りをした委員が壊れた工作物を確認していることから、当該児童と2名の関係児童との間で、何らかのやりとり、もしくはいざこざがあり、結果として当該児童の工作物が壊れたことは事実である可能性は十分に考えられる。

《評価》

この事案が起きたとされる平成28年2月の時点では、当該児童は関係児童等から暴言を吐かれたり、嫌なことをされたりしており、そうした行為の一つとして、工作物を壊されたことは当該児童にとってはショックな出来事であったと言える。

(7)「新しい靴にわざと砂をかけられた」という事案に関する事実認定

《訴え》

当該児童の新しい白い靴に、2名の関係児童にわざと砂をかけられてどろどろにされた。

《認定した事実》

当該児童の新しい白い靴に、2名の関係児童が砂をかけた。

《認定の理由》

小学校2年生の児童が、新しい靴を見て砂をかけて遊ぶということは想像できない行為ではない。本事案については、当該児童の訴え以外の証言はないが、当該児童があえて嘘をついてまで、このような行為をされたと言うことは考えられず、このような行為があったと認定できる。

《評価》

日時・場所等は特定できないが、工作物を壊された事案や暴言を吐かれた事案同様、当該児童が嫌がる一連の行為として行われたと十分に考えられる。

(8)「授業中に、1名の関係児童から悪口を言われた」という事案に関する事実認定

《訴え》

授業中に、当該児童が九九を言ったり、音読をしたりするだけで、1名の関係児童から批判する言葉を浴びせられた。

《認定した事実》

授業中に、当該児童が九九を言ったり、音読をしったりするだけで、1名の関係児童から批判する言葉を浴びせられた。

《認定の理由》

学校が行った当該学級の児童への聞き取りにおいても、複数の児童から、当該児童が笑われていたり、批判する言葉を浴びせられたりしていたとの証言がある。

また、同聞き取りから、1名の関係児童が他の児童に対しても暴言を吐いていたとの供述があることから、この行為が行われていたことは十分に認定できる。

《評価》

当該児童と1名の関係児童との関係の中で、お互いに相手が嫌がるあだ名を言い合っていたことが、様々な証言から認められる。当初の二人の関係性の中で日常的に行われていたことであるが、二人の関係性に対する当該児童の捉えが変化していく中で、授業中のその関係児童からの言葉は、暴言を吐かれたり、あだ名をつけられたりするなどと同様に、当該児童にとって苦痛に感じるものになっていったことが想像できる。

(9) 「集合写真」についての事案に関する事実認定

《訴え》

平成28年3月、学級全体で集合写真を撮る際、3名の関係児童に、当該児童が写真に写らないように、押さえつけられた。

《認定した事実》

平成28年3月、学級全体で集合写真を撮る際、複数の関係児童に、当該児童が写真に写らないように、押さえつけられた。

《認定の理由》

当該児童の具体的な証言と、当日の集合写真に当該児童の近くに1名の関係児童がいることから判断し、その関係児童を含めた複数の関係児童に、写真に写らないように何らかの邪魔をされた可能性はあると考える。

《評価》

当該児童以外の証言がなく、押さえつけたことや、複数の関係児童で行った行為であると断定することは難しいが、3月の時点では、関係児童等により当該児童が苦痛に感じる行為が断続的又は継続して行われていたことが考えられ、その中の一つとして、本事案があったことは想像できる。

3 「具体が特定されていない事案」に関する事実認定について

ここでは、当該児童及び当該児童保護者の訴えの内、その行為が行われた時期、行ったとされる児童が特定されない、又はその行為が日常的に継続して行われていたと推測される事案について検証する。

訴えのあった行為は

- ①殴る

- ②蹴る
 - ③縄跳びで叩く
 - ④つねる
 - ⑤髪を引っ張られる
 - ⑥馬乗りになる
 - ⑦足を払う、足をかける
 - ⑧腕を回す
 - ⑨首を絞める
 - ⑩追いかける
- 等である。

これらの行為は、当該児童の証言に繰り返し出てくるが、その行為が行われた時期や場所については特定されていない。

また、2の「具体的事案」で触れた事案の中で行われた行為を含んでいることも考えられる。しかし、当該児童と関係児童等との関係性において、双方向性が残されていた平成27年度当初から、次第に当該児童と関係児童等との関係性に変化が生じ、併せて学級の状態も落ち着かなくなっていく中で、10月から特に12月以降において、加害行為は一方的になっていったと思われる。学校が行った当該学級の児童への聞き取り及び調査会において新たに行った担任への聞き取りにおける証言からすれば、当該児童が嫌がっていたにもかかわらず、数名から上に乗られる、叩かれる、蹴られる等の行為が繰り返されていたこと、その加害行為に5名の関係児童が、それぞれの関わり方に頻度の違いがあるものの、一部ないし全部に関与していたことは明らかである。

当該学級では、夏休み明けのある時期から、暴力を伴う行為が常態化しており、そのような行為を行った児童として、5名の関係児童以外の児童の名前も挙がっているような荒れた状態であったことは、ふれあい補助員への聞き取りからも出てきている。10月の時点で5名の関係児童がそれぞれの頻度に違いはあるものの、いじめ行為には加わっていた。そのような状態の中で、当該児童はその行為が行われている間、痛がったり、辛そうにしたりしていたという周囲の児童からの証言も得られている。

2月の段階では、何の理由もなく叩かれたりして、3月にはやり返したり、やめると言ったりすることができず、一方的にやられていたことが認められる。

例えば、⑥馬乗りについては、2「具体的事案」の(3)でも触れているが、馬乗りは、当初、当該児童、関係児童も含めて下になる児童が度々替わる「遊び」であったものが、次第に当該児童が下になるようになり、そこに殴る・蹴るなどの加害行為が伴っていたと考えられる。そのため、これらの一つ一つの行為については、関係児童等の誰がどの行為をどの程度行っていたかということ判断することは難しい。しかし、双方向性が失われつつあった秋以降、複数の関係児童等によるこれらの行為が、当該児童が嫌がっていたにもかかわらず繰り返されていたことは、様々な証言からも明らかであり、この時期において日常的にいじめが行われていたことが認められる。

4 小括

文部科学省は、いじめ防止対策推進法第2条第1項において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と定義している。

また、同省は、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめに当たるかどうかの判断について、以下のとおり指摘している。

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- (2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、茅ヶ崎市においては、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針の定義に示された「いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。」の内容を鑑み、法の定義における「当該行為の対象となった児童等」を、「苦痛を感じた行為の対象となった児童等及びそれに限定されない状況や関係性を加味した当該行為の対象となった児童等」と捉えるものとしている。

また、いじめ防止対策推進法上のいじめ行為の定義から、いじめの主体となり得るのは児童等となることから、担任からの行為は、法律に記載するいじめには当てはまらない。しかしながら、当該児童が担任からのいじめと捉えている事実を重く受け入れ、影響が大きかったものと推測されることから、『第三部 1 担任の対応』という項を設けて、主張のあった事実についての検討を行った。

これまで検証してきたとおり、『2「具体的事案」の内、認定した事実と認定の理由及び評価』、及び『3「具体が特定されていない事案」に関する事実認定について』において、申し立てのあった事案の内、その被害事実があったと判断したものについて述べた。これらは、「当該児童が苦痛を感じた行為である」ことから、前述した法律上の「いじめ」に当たると認められる。

さらに、本事案が、小学校低学年の児童の集団では起こり得る当初の身体的接触を伴う

ふざけ合いや遊びのレベルであったものが、いじめの重大事態にまで至ってしまったことについては、『3「具体が特定されていない事案」に関する事実認定について』において述べた、当該児童と関係児童等との関係性の変化及び担任をはじめとする教職員による状況把握と対応、さらには管理職を含めたチーム支援が学校としてどう行われたかが大きく影響していると考ええる。

小学校2年生という発達段階の児童集団の中では、日常的にトラブルが発生することは容易に想像できる。そのような学校における日常生活の中で、教職員の適切な指導・支援が行われない場合、当然のことながら、集団の中での個々の関係性の変化が生じ、特定の児童への攻撃が始まり、さらにそれがエスカレートしていくという質的な変化は起こり得るものである。そこで、担任をはじめとする教職員が、そのような日常生活における些細なトラブルに対して丁寧に解決を図っていく初期対応が、次の段階、さらにはいじめの発生への予防につながることを意識し、対応していくことが必要である。

本調査会の調査においては、当該児童と関係児童等との関係性において、どの時期に、徐々に、あるいは急激に双方向性が失われていったかの判断ができるところまでには至らなかった。しかし、落ち着きのない学級の状況と連動して、当該児童に対する加害行為がエスカレートしていく中で、教職員の適切な指導・支援が十分に行われず、そのことが事態の長期化・重大化につながる大きな要因の一つになったと指摘できる。

第三部 本事案における学校等の対応

本事案に係る当該児童及び当該児童保護者の訴えには、「担任によるいじめ」がある。いじめ防止対策推進法第2条第1項による「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」という定義であり、本調査会として、当該児童及び当該児童保護者の訴える担任の言動については「いじめ」行為としての検証は行わなかった。しかし、当該児童及び当該児童保護者が「担任によるいじめ」と捉えている事実は重く受け止め、第二部で触れた関係児童等への指導のほか、当該児童への関わり、保護者への対応、当該学級における担任の指導等、当該児童及び当該児童保護者からの訴えについて慎重に検証した。

さらに、本事案が重大事態となった背景として、学校が直面する様々な課題の解決に向けて、学校が管理職を中心として、組織として十分に機能していたかどうかを検証する必要がある。そこで、ここでは、本事案に係る担任の対応と学校の対応に分けて検証した。

1 担任の対応

当該児童及び当該児童保護者が「担任によるいじめ」と訴えた内容について、以下の6つについて検証した。

- ①当該児童が5名の関係児童に馬乗りで殴られた際、大きな声で担任に何度も助けを求めたが、無視された。
- ②鍵盤ハーモニカのテストで、当該児童が合格したのに、再テストを受けさせられた。
- ③劇の役決めを多数決で行った際、当該児童が別の児童と同数の得票であったにもかかわらず、担任の独断で当該児童は選ばれなかった。
- ④担任は、当該児童を無視したり、トラブルの際に当該児童だけに謝らせたりした。
- ⑤担任は嘘をついている。
- ⑥当該児童が関係児童等に追いかけていた際、当該児童を羽交い絞めにするなどして止めて、その後放置し、関係児童等が当該児童に暴行する場を与えた。

①について

本調査会追加調査における担任への聞き取りの中で、担任は「当該児童に対して5名の関係児童が一方的に叩いたり、蹴ったり、上に乗ったりする様子を黙視し、いじめとして認識していながら、自分のクラスにいじめがあると思いたくないといったことから、遊びの延長だと思えるようにしていた」と語り、当該児童が叩かれる等の場面を見ていながら、何も対応せずにはいたことも認めている。そのため、①の事実があったことが推測される。

ただし、関係児童に当該行為をさせる意図や恣意的な無視があったとまでは認められない。前述したとおり、クラス全体の落ち着かない状況に対処し、他の落ち着かない児童の対応に追われる日々が続いていた状況から、一人一人の児童を見る余裕を全く失っていたことがこのような行為に結びついたものと推測される。

さらに、担任がいじめとして認識していながら必要な対応を怠ったことにより、当該児童が他に助けを求める人がいなかった中で、助けてくれると思った担任に適切な対応をしてもらえなかったことは、当該児童をより深く傷つける一因になったものと考えられる。

②について

複数の資料及び聞き取り内容から、当該児童がテストに合格したにもかかわらず、担任が再テストを受けさせたという事実は明らかである。ただし、合格したにもかかわらず再テストを受けることになった児童は他にも複数おり、担任は、合格ではあるが「もう少し上手にできるのではないか」との思いで再テストを実施したことから、再テストを実施したことについて不適切であるとは言えない。

しかし、この事案は、2月頃の出来事であり、当該児童にとっては、上記①に記載したような担任の不適切な対応などを受けていたため、担任に対する不信感が募っていた

時期である。そのため、担任から当該児童が再テストを指示された際に、30分間泣き続けるような激しい反応となったと考えられる。

担任は別室に一人でいた当該児童が泣き止んだ際に、一緒に給食を食べ、再テストを行う理由を伝えたようであるが、当該児童にその記憶はなく、自分だけが不公平な扱いを受けたこととして記憶に残っていると考えられる。

この時点では、学級が落ち着かない状況で、担任の対応・指導もうまくいかず、余裕がない状況であったことを踏まえると、合格したにもかかわらず再テストを受けさせるということを小学校2年生の児童に理解させるために必要な、より丁寧な説明はなされなかったと考えられる。

③について

本事案は上記②と同様、2月の年度末近い時期のことであり、当該児童の被害意識や担任への不信感は強かったと考えられる。担任は当該児童ともう一人の児童の得票が何票であったかの記録は残していない。当該児童保護者との話の中では、「もう一人の児童に活躍の場を与えたかった」という、その時の判断の基になる自身の心情を伝えている。何らかの理由でもう一人の児童に劇の役を与えたいという教育的な意図には一定の合理性が認められる。しかしながら、そうであったとしても、当該児童に不当感を感じさせない対処はあって然るべきであり、それがなされていなかったのは全体として不適切な対応であったと言わざるを得ない。

④について

資料及び聞き取り内容から、担任は、児童間のトラブルがあった際に、「行為だけを指導し、理由を詳しく聞いて保護者へ連絡することがほとんどなかった」と話している。さらに、担任の児童間トラブルへの対応が不適切であることが多く、結果的に当該児童を無視したり、当該児童だけに謝らせたりしたこともあった。そのことが、当該児童が、自分だけ不当に扱われているという思いをもつことにつながったと考えられる。

また、①でも触れたように、当該児童が担任に助けを求めても無視したり対応しなかったりしたことや、当該児童が追いかけるのを見ても無視する、トラブルがあった時に当該児童だけに謝らせるということも事実としてあったと判断でき、全体として適切な指導がなされなかったことで、いじめの対象になっていた当該児童が適切に守られなかったという事実が認められる。

⑤について

当該児童及び当該児童保護者がいじめ被害を訴えてから、当該児童保護者と担任との話し合いが何度か行われる中で、担任の記憶が変わったり、証言が変わったりしていくことによって、当該児童及び当該児童保護者の、担任が嘘をついているという思いは強くなっている。

担任が嘘をついていると感じた背景には、前述してきたようないじめ行為への担任の

対応の不適切さなどが関連していたと思われる。担任は、自分のクラスにいじめがあると思いたくないことから、当該児童が関係児童に叩かれる等の場面を見ていながら何も対応せずしていたことが、当該児童に担任は「えこひいきしている」と感じさせるに至ったと考えられる。

⑥について

興奮している状態で走っている関係児童等全員を制止するための行為の中で、追いかけていた当該児童を止める行為が当該児童にとって⑥の行為であるように捉えられてしまった可能性が考えられる。しかしながら、それ自体が、担任が当該児童に対して加害的な意思をもって行った行為であるとの認定ができるものではない。

2 学校の対応

当時の当該学級では、5月の「トイレにおける集団による加害行為」以降、数々の事態が起こっている。一見「馬乗り」のような同様な内容が繰り返されているが、学級の様子や当該児童と関係児童等との関係性が変わっていく中、担任及び学校の対応を一律に検証することは適切ではないと判断した。そこで次の3つの段階において、担任及び学校がどのような認識をもち、対応はどうであったかという検証をする必要があると考えた。

- ① 5月の「トイレにおける集団による加害行為」で、当該児童が追いかけられた事案が起きた段階
- ② 夏休み後に学級が落ち着かなくなってきた中で、乗ったり乗られたりという遊びが始まった段階
- ③ 12月以降、そのような遊びが激化していった段階

さらに、当該児童が長期間に渡り学校へ登校できない状況が続き、本事案が重大事態に至ったきっかけは、当該児童が3年生になった平成28年度に入ってからである。そこで、当該児童及び当該児童保護者から本事案の訴えがあつてからの学校の対応についても検証していく。

①の段階における学校の対応について

第二部でも述べたが、この段階では、当該児童と関係児童等は双方向性が失われるような関係性であったとは認められない。当該児童からも、はじめは自分もやったりしていたという内容の証言もある。

しかし、この段階で起きた「トイレにおける集団による加害行為」事案は、その後、当該児童がいじめ被害に遭ったという訴えをする中で、その始まりであったという捉えをしていることから、本事案に係る担任及び学校の対応については、同様な事案の再発防止という観点からも検証する必要がある。

担任は、初任者として赴任した前任校から異動してきたが、当該校において当該学級は初めて受け持つ学級であった。そのような状況を考えると、経験の少ない学級担任が学級で起こる様々な課題を抱え込まず、学年教職員や管理職に相談しながら解決を図っていこうとする姿勢が必要であるとともに、教職員一人一人がお互いに相談できる雰囲気や組織づくりに向けて管理職がリーダーシップを発揮することが不可欠である。

しかし、この「トイレにおける集団による加害行為」事案については、当該学年の他の学級の児童も関係していたにもかかわらず、学年や学校全体で共有することもなく、担任の指導だけで留まり、管理職への報告も行われていなかった。

小学校低学年の時期でもあり、このようなトラブルは少なくはなく、全てを全教職員で共有し、管理職に報告しなければならないものであるとは言えないものの、本事案は、一人に対して複数で行われたことに目を向けるべきであった。

担任は、喧嘩の原因や詳しい状況を聞かずに、お互いに謝らせて終わりにするという不適切な対応を行った。

また、当該児童保護者に対して、1名の関係児童の保護者に伝えると言っていたにもかかわらず、実際は伝えていなかったことは、当該児童保護者が担任の対応に対して大きな不信感を抱く原因となった。

さらに、関係児童等に指導した内容を、当該児童に伝えていなかったことも、当該児童が担任に対して強い不公平感を残した原因となったと判断できる。

担任は、本事案を遊びの延長程度にしか捉えなかったため、単なる謝罪で済ましてしまった。しかし、担任は当該児童について、事前に当該児童保護者から聞いていた話から、いじめ被害に遭いやすいのではないかという認識をもっており、いじめ被害の観点から注意深く対応すべきであったことから、担任の対応は十分であったとは言えない。

各学校では、定期的に情報交換を行う会議や打合せの時間が確保されているはずである。さらに、「月例報告」という、毎月、各学校が校内で起こった暴力行為やいじめ等を教育委員会に報告するシステムがあるが、本事案については、学年内での共有もなされなかったため、加害行為等として「月例報告」にも記載がなかった。これは担任の判断によるものではあるが、この段階で後に起こる様々な事案の予兆であるという認識をもてなかったことは大きな問題であったと指摘せざるを得ない。

このように、この段階における担任の対応の不備、さらに情報共有がされず、管理職が把握できていなかったことについては、担任の資質・能力や担任からの発信がなかったことだけに帰することはできない。

管理職が担任の情報を十分に把握していれば、本事案における担任の対応については、起こり得ると考え、又は何らかの問題が発生する可能性を予知し、学級が始まった初期の段階から、計画的に学級の様子を参観したり、面談を行ったり、さらに学年教職員からの情報を収集したりといった動きもできたのではないかと考える。この段階における、担任の学級経営上あるいは児童指導上の情報の抱え込みについては、管理職の役割として、先に述べたような何らかの予防措置が取られるべきであった。

②の段階における学校の対応について

夏休み以降、学級が落ち着かない状況になり、校長・教頭が当該学級を参観し、状況を確認する機会もあり、担任が学級経営について管理職に助言・援助を受けるような状況になっていった。

この段階で、管理職は学級の状況のある程度把握しており、その後、校長・教頭が学級の様子を見に行ったり、ふれあい補助員を配置したりするなどの対応をするようになった。さらに、12月には学年教職員や養護教諭とケース会議を開き、複数の教職員で担任の支援をしていこうとしていた。

この時期に、小学校低学年の児童の通常の遊びの延長から、学級の落ち着かない状況が大きく影響し、徐々に当該児童と関係児童等の関係性の双方向性が崩れ始め、いじめとして形づくられてきた過程が推察できる。

しかし、様々な対応を試みたが状況は改善されず、当該児童に対するいじめと捉えられる行為にも気付くことはなかった。そのような状況にもかかわらず、この段階で管理職が教育委員会に報告・相談をしていなかったことは問題であったと指摘せざるを得ない。

③の段階における学校の対応について

②の段階を経て、遅くとも12月以降には、かなり学級の状況は悪化し、次第に当該児童に対する一方的な加害行為が行われてきたことが考えられる。一方では、この時期であっても、担任は重大なことと捉えようとしなかったために、いじめとして報告等がされることはなかった。また、管理職については、ふれあい補助員を配置するといった対応をしてきたが、叩いたり、蹴ったりを含めたトラブルを見たという者はいたものの、クラス全体で児童間のトラブルが頻発しているという状況であったため、このことも日常的な相互性のあるものとして捉え、それをいじめとして捉えた者はいなかった。

学級がある程度落ち着いた状況であれば、当該児童に対して何らかの加害行為がされた際に、その行為が目立ち、周囲がより早い段階で気付けた可能性はある。しかし、悪化した学級の状況の中では、気付ける可能性が低くなる。そのような状況の中、関係児童がじゃれ合いと捉えている行為であっても、児童間の変化してきた力関係が投影され、結果的に当該児童が大きな苦痛を感じるいじめ行為となって日常的に行われていたと判断する。

状況が悪化していく段階では、担任だけの判断ではなく、学年教職員や管理職が介入したり、保護者の協力を仰いだりする等、何らかの手立ては考えられたはずである。学校は複数のふれあい補助員を重点的に配置し、2月には校長が学年教職員に、授業を行わない時間に当該学級に入ることを依頼していたが、当該児童保護者、関係児童保護者も含めて、学級の保護者に学級の状況は伝わっていなかった。担任は、しっかりと学級経営ができていると思われないという気持ちが強く、保護者会等においても、保護者に対して学級の状況を伝えたくなかったことが、その背景に窺える。

学校は、②の段階からふれあい補助員を当該学級に配置し始め、その後、状況の改善

が見られないことから、複数のふれあい補助員を重点的に配置するという対応を取ったが、学年末に至るまで、状況は改善されず、当該児童に対する加害行為は続いていた。

このことから、ふれあい補助員を配置した効果が十分ではなかったと推察でき、配置の評価・分析を行い、事態の改善に向けた対応を取らなかったことが、課題の一つであると考えられる。事態への対応を検討し、判断した以上、ふれあい補助員の配置で留まるのではなく、定期的に情報収集し、その効果を検証し、改善が見られなければさらなる対応策を検討していくのが、管理職の務めである。ふれあい補助員の配置以降も学級が悪化していった状況は、ふれあい補助員の重点配置では対応しきれなかったということではなく、対応策に対する管理職による適切な評価がなされなかったことによる、必然的に生じた結果であると指摘せざるを得ない。

また、学級の状況がかなり悪化していたと言える2月になっても、学校は教育委員会への報告・相談を行っていないことは、学校が行うべき対応を怠ったと言わざるを得ない。

3 教育委員会の対応

学校は、平成28年3月20日に、当該児童の保護者からの学校への電話連絡により、いじめ被害の訴えを受けたことで、認識した。ここでは、いじめ被害の訴えを受け、学校が認識した時点からの対応について触れる。

本事案においては、当該児童及び当該児童保護者がいじめ被害の始まりであると捉えている5月の「トイレにおける集団による加害行為」からいじめ被害の訴えがあった3月までの約10ヶ月に渡り、学校だけでなく、当該児童保護者も当該児童の苦しみに気付くことはなかった。当該児童の長期に渡る苦しみだけでなく、そのことに気付かなかった当該児童保護者の後悔の念の強さは十分に推察できるものである。そのような状況の中、当該児童保護者からの訴えにより、学校は初めて本事案を認識したのであるが、たとえその時点で十分な確認ができておらず、事実把握が困難であったとしても、その状況を冷静に判断し、訴えに基づいて速やかに、かつ慎重な調査が行われるべきであった。

もちろん、経過に示したとおり、学校は、訴えを受けてから関係児童及び教職員、さらには当該学級の児童に対して聞き取りを行い、事実の把握に努めている。しかしながら、当該児童及び当該児童保護者は、校長が当該児童の訴えを直接聞く際に、当該児童の訴えを疑うような発言をしたため、校長に対して強い不信感を抱くことになってしまった。この校長の発言については、その意図が小学校2年生（当時）という発達段階にある児童に十分に伝わらず齟齬が生じたと考えられるが、当該児童や当該児童保護者に対して十分な配慮がなかったことは、校長自身も認めているところである。加えて、この時点での学校が行った聞き取り調査では、当該児童及び当該児童保護者の訴えた内容に係る事実の有無を確認できず、当該児童及び当該児童保護者の学校に対する不信感は

さらに高まっていった。

このように、事態が解決に向けて進展していかない状況の中、当該児童が3年生に進級して間もなく、1名の関係児童の暴言により、当該児童は登校することができなくなった。このことが、当該児童が長期に渡り登校することができない状況が続いた大きなきっかけとなった可能性があることを考えると、この時点での学校の対応が十分でなかったと指摘せざるを得ない。

また、3月に当該児童及び当該児童保護者からのいじめ被害の訴えがあつてから、学校は本事案に関して初めて教育委員会へ報告し、その後は、校長は教育委員会の助言を受けながら対応している。平成28年8月頃からは、当該児童保護者から教育委員会による直接の対応を求める機会が複数回あり、その際に、第三者委員会の設置についての嘆願を受けていた。しかしながら、教育委員会はその当時、進めていた当事者間の対話による解決を優先したため、第三者委員会の設置の判断には至らなかった。

結局、本事案の調査について、本調査会に諮問され、調査が開始されたのは、当該児童が登校できない状況が始まってから約7ヶ月経過した平成28年11月であった。当該児童が登校できない状況になった4月の段階で、当該児童及び当該児童保護者の学校に対する不信感はかなり強くなっており、学校は当該児童及び当該児童保護者が納得できる対応ができなくなっていた。少なくともこの時点で、学校及び教育委員会が状況を的確に判断し、本調査会による調査が始められていれば、いじめの加害を疑われている関係児童からの聞き取りにおいても、より正確な記憶に基づいた証言が得られたであろうし、当時の状況やいじめ事実の有無について、より詳細が明らかになったはずである。

経過に示したとおり、学校がいじめ被害の訴えを受けてから、教育委員会は、学校の対応を把握し、適宜学校への助言・支援を継続して行っている。事態が解決に向けて進展していかない状況の中、教育委員会は、指導主事・臨床心理士・スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、事態の把握に努め、学校と当該児童保護者及び関係児童保護者との仲介をしてきたが、事態が好転するまでには至らなかった。

教育委員会の介入が事態の解決に向けて有効に働かなかつたことには、様々な要因が考えられるが、少なくとも事態が長期化・重大化していたこの時点で、当該児童及び当該児童保護者の心情に十分に配慮しながら、教育委員会が有しているその専門性を生かし、他機関との連携も含めた対応や提案が十分になされたとは言い難い。加えて、教育委員会として、第三者性・公平性を当該児童保護者に説明し、納得を得る説明責任を果たしていたかについては、不十分であったと言わざるを得ない。

第四部 再発防止に向けた提言

本調査会は、平成23年に発生した滋賀県大津市のいじめ自死事案を契機として成立した

いじめ防止対策推進法の施行を受け、いじめ防止等のための対策に関する事項につき、茅ヶ崎市教育委員会の諮問に応じて調査研究を行い、その結果を、平成29年1月30日に『答申書「子どもたちの命とところを守り育てるために」』により提出した。

答申書では、「(1) いじめの特徴について」、「(2) いじめの未然防止について」、「(3) いじめの認知について」、「(4) 認知されたいじめへの対応について」と項目を分け、いじめ防止への取組について具体的に示した。さらに、「(5) まとめ」では、(1) から (4) を総括し、教育委員会への要望事項をまとめて提示した。

さらに、いじめ防止には、何よりもいじめを起こさせない風土づくりが最も有効であることから、教育委員会は財政的な措置を含めて未然防止への取組を最優先に考え、学校や、家庭、地域、関係機関・団体とともにいじめの根絶に取り組むことが必要であることを提言した。

しかしながら、誠に残念なことに、本事案において、当該児童は長期に渡り登校することができない状態が続く重大事態となってしまった。

教職員及び教育委員会等の学校関係者には、いじめがたとえ、低学年の児童間であっても、このような重大な事態に至り得るものであることを改めて認識するとともに、本報告書の理解を深め、教育委員会による実効のないいじめ防止対策や学校における有効ないじめ防止の取組を推進していくことを要望する。

さらに、本事案を受けて、今後の再発防止に向けて以下の提言をする。

- ①本答申を踏まえ、再発防止に向けた学校の改善点を明確にすること。
- ②関係児童及び関係児童保護者への指導・支援に努めること。
- ③教職員は的確な児童・生徒理解を進め、管理職は、教職員がチームとして機能する校内の児童・生徒支援体制の確立に努めること。
- ④教育委員会及び他機関等の学校外の関係機関との連携・協働を密にして、専門性をもった支援体制を確立すること。
- ⑤学校教育における地域や保護者との連携・協働の有効性を再確認し、日頃から積極的な関係づくりに努めること。
- ⑥様々な機会を通じて一人一人の教職員の資質向上に努めること。
- ⑦教育委員会は、いじめ事案発生時における学校の対応について、適切に判断すること。

①について

本答申では、当該児童及び当該児童保護者からの訴えに基づいて調査をした結果を提示した。本事案が、なぜ重大事態に至ったのか、それぞれの段階で学校はどうすべきであったかについても触れている。

本答申をきっかけとし、学校としても、全教職員で本事案について振り返り、何が原因であったのか、学校は、そして個々の教職員は、それぞれの場面で何をすべきだったのかを確認し、再発防止に向けた改善点を明確にすることを強く望む。当該児童保護者からも、同様な事案が二度と起きない学校にしてほしいとの訴えがあったことから、同種事案の

再発防止に向けた一つの提言として受け止めてほしい。

②について

当該児童及び当該児童保護者からの訴えによる本事案に係る関係児童の行為については、その有無も含めて、調査資料に基づいた本調査会としての判断は既に示した。学校は、関係児童及び関係児童保護者に対して、本調査会が判断した内容を受けて、どのような投げかけをしていくかを十分な時間をかけて検討すべきである。本事案において、最も苦しみ傷ついたのは当該児童であることに疑いの余地はない。この当該児童の傷つきの事実我真摯に向かい合えるように、学校は関係児童及び関係児童保護者に説明・指導を引き続き行っていかなければならない。

しかしながら、関係児童及び関係児童保護者においても、長期間に渡る聞き取りや学校又は当該児童保護者とのやりとりの中で、様々な思いを抱き、辛い経験をしてきている。さらに当該学級・学年、学校に係る多くの人たちが本事案によって苦しい思いをしてきている。

学校及び教育委員会は、そのことを認識し、いじめの再発防止と信頼回復に向けて全力で取り組んでいってほしい。特に、関係児童については、目に見えない心の傷を負っていることが容易に想像できる。反省を生かし、改めて児童一人一人に寄り添いながら、学校がチームとして、本答申を受けた適切な指導及び支援に取り組んでいただきたい。

③について

本事案が長期化した背景には、二つの大きな原因が考えられる。一つは、本件がいじめに至る前の早い段階から、担任が、当該児童を含む児童間での追いかけてっこや馬乗りといった身体的接触を含むいざこざを認識していながら、単に行為を叱責するのみに留まり、児童への指導や支援が適切に行われなかったこと。もう一つは、その後学級の状況が悪化していく中で、自己の認識していた重大ないじめ行為を軽微なものと思い込もうとし、適切な報告を行わなかったことにより、管理職を含めた他の教職員や保護者と共有できなかったことである。

確かに、小学校2年生という発達段階の子どもたちが学校生活を送る中で、些細な言い争いやいざこざは頻繁に起こる。そのような経験を繰り返す中で、大人が適切に介入し、支援していくことで、子どもたちは他者との関係づくりについて学んでいく。その大きな役割を担う学校の教職員は、子どもたち一人一人を的確に理解し、寄り添い、個に応じた支援をしていくべきである。

また、教職員の経験や能力は様々である。学校における教育課題が山積している中、それぞれの教職員が自分だけの力で全ての役割をこなすことは困難である。本事案において、担任は学級の様子について自ら積極的に発信していくことはなく、それが事態を深刻化させていくことにつながる原因の一つになったことは明白である。しかし、だからと言ってその責任の全てが担任にあるとは言えない。

特に、小学校は、担任は一日のほとんどの時間を学級の児童と過ごし、他の学級と比較

する機会も少ない。学級に荒れが生じ始めた際、経験が少ない担任が、自身の学級の様子を冷静に把握し、誰にも相談することなくその改善に向けて取り組むことは不可能に近い。だからこそ、定期的に情報共有をする時間を確保することで、教職員同士が悩みや喜びを伝え合うことが必要である。同僚とそのような時間を過ごす中で、経験の少なさを補い、改善に向けた取組が適切に行われるはずである。このような、それぞれの教職員が互いを認め合い、足りない部分を補い合い、理想の教育の実現に向けて、学校の教職員全員がチームとして教育活動に取り組む体制づくりを進めることは、管理職の重要な責務である。

本事案を学校として真摯に受け止め、本事案が起きてしまった背景を十分に理解し、再発防止に向けた教職員のチーム体制づくりを早急に進めるべきである。

④について

本事案において、学校は当該学級の落ち着かない状況や日に日に悪化していく状況を把握しているながら、教育委員会に報告したのは、当該児童保護者からいじめ被害の訴えがあった3月になってからであった。担任からの発信がなかったとはいえ、もう少し早い段階で教育委員会に報告や相談があれば、他機関との連携も含めて、複数の専門性を組み合わせることにより、俯瞰的な視点に立った支援が可能であったと言える。

学校における児童への指導・支援の主体が学校の教職員であることは言うまでもないが、学校教育に係る課題が多様化する中で、学校は複数の専門性を有効に活用することが必要であり、その選択や時期等、何を・いつ・どのように活用していくのかの判断を、児童・生徒指導担当教員や支援担当教員が中心となり、学校が一つのチームとなって、児童・生徒支援につなげていくことが大切である。先にも述べたように、本事案では、担任からの発信がなかったことは当然黙認できないが、たとえそのようなケースであったとしても、管理職や他の教職員が状況を察知できるような体制や心構えが不可欠である。そのようなチーム体制を確立することが管理職の役割であり、さらに、学校の体制づくりを支援していくことが教育委員会の役割であるとの認識をそれぞれが再確認し、適切な体制づくりに向けた取組を早急に行わなければならない。

⑤について

教育基本法には、教育の目的は人格の完成をめざすことであると示されている。当然のことであるが、子どもたちの人格形成の過程における学校教育の役割は家庭教育の役割と同様に極めて重要である。そのような発達段階にある子どもたち、とりわけ小学校の児童は、学校生活を送る中で、様々な失敗を繰り返し、大人に見守られ、適切な支援を受けながら成長していく。また、家庭環境や保護者の教育観も多様であり、それぞれの家庭で育てられている子どもたちの性格、資質・能力等も一人一人異なるため、指導や支援、保護者へのアプローチは一律にできるものではない。

教員の多忙化が問題となっている今、そのような状況の中で担任が全ての児童の保護者に対して、定期的に連絡を行うことは困難である。しかし、何か問題が生じた場合にのみ連絡をすることが、保護者との間に齟齬を生じさせたり、担任や学校に対する不信感を生

んだりすることにもつながることにもなる。そのため担任及び学校は、日常の学校行事をはじめ、様々な機会を通して保護者との率直な意見交換を図り、保護者の学校教育への理解を促すべきである。

本事案において、担任が日頃から学級の児童の保護者との連絡や懇談を積極的に行っていた様子は窺えなかった。さらに、問題を重く捉えず、当該児童保護者には、「関係児童保護者にも伝えた」と偽り、実際に電話連絡をしていなかった。

子どもたちの人格形成をめざす教育における学校教育の役割は大きい。しかし、教育は学校だけで行えるものではない。学校が地域や保護者と連携・協働していくことで、質の高い教育を実践することができる。学校教育に携わる者はそのことを十分に理解し、担任個人ではなく、学校として地域や保護者と連携・協働を図っていく体制を築いていかなければならない。

⑥について

③でも触れたが、学校が直面する課題は多様化しており、その解決に向けては、教職員一人一人の資質や能力に頼るのではなく、全教職員がチームとなって対応することが大切である。しかしながら、特に本事案のような、学級の荒れやいじめが起きた際、最初に察知するのは個々の教職員であり、その状況をどのように捉え、どうすべきかを判断するのはその教職員しか行うことができない。

本事案においては、その最初の段階での担任の捉えや判断にそもそもの問題があったと言わざるを得ない。いじめを起こさせない風土づくりやいじめが起きた際のチームでの対応ができる体制づくりとは別に、個々の教職員の資質向上に向けた取組は欠かすことができないと言える。

いじめは学校が抱える課題の最も大きなものの一つであることは言うまでもない。教職員研修については、市教育委員会だけでなく、県教育委員会においても、その経験年数や担当業務に応じて様々な研修が実施されており、その中には、いじめに関することや児童・生徒理解に関するものも少なくない。しかし、各学校からそれぞれの研修に参加する人数は限られており、研修に参加した教職員が、その内容を他の教職員に伝達したり、共有したりする機会を設定することが必要である。

また、経験の少ない教職員にとって、先に述べた情報共有は、より実践的な研修にもなり得る。授業、課外活動、教材研究、児童・生徒指導、会議、学校事務、保護者対応等、教職員は多忙を極めている。しかし、それを理由に教職員が自身の資質向上に努めなくてもよいということにはならない。管理職がリーダーシップを発揮し、校外における研修の成果の共有を図るとともに、学校や教職員の実情に合った内容の校内での定期的・日常的な研修を実施し、一人一人の教職員の資質向上に努めるべきである。経験の少ない教職員や、課題がある教職員には、スーパーバイズ体制も検討していく必要がある。

当然のことであるが、教職員は、教育の専門的な知識や能力をもち、学校教育に携わらなければならない。しかし、個々の教職員の経験や能力には差があることから、管理職は、一人一人の教職員のこれまでの経験や実績等を十分に把握し、個々の資質や能力に応じた

配置及び管理職としての観察・指導・支援、さらには教職員同士がお互いに支え合い、高め合っていけるようなチーム体制を構築するための組織づくりを進めていく必要がある。

⑦について

第三部の2で本事案に係る学校の対応について述べたように、3月に当該児童保護者からのいじめ被害の訴えを受けてからの学校の対応が、当該児童及び当該児童保護者の学校に対する不信感を増幅させた。また、同時期に当該児童保護者と複数の関係児童及び関係児童保護者との間でやりとりが行われたが、事態の解決にはつながらず、当該児童保護者からの学校の調査方法や報告に対する要求に対し、十分に応えられなかったことから、学校に対する不信感が高まっていった。

このように、学校と当該児童保護者との関係が良好でない状況下において学校が行う調査や当該児童保護者への報告は、事案の解決に向けて有効に働かないことが多い。当該児童が3年生に進級して間もなく、学校を休むことを余儀なくされ、登校できない状態が続いた段階で、教育委員会は本調査会に速やかに諮問するべきであった。学校が主体となり、調査を進め、事態の解決を図っていく取組を進める中で、教育委員会は適宜指導・助言をしてきたが、事態は好転せず、結果として問題が長期化してしまったことは悔まれる。

今後、教育委員会は、いじめが発生した際、学校からの報告を受け、正確に情報を把握し、当該児童保護者と学校との関係性を含めた状況を的確に分析することで、事態の早期解決を図るための適切な判断をしていただきたい。

おわりに

本事案の調査を通して、最も感じたことは、子どもたちの不調和に関する教職員の気付きを決して個人に留めてはいけないということである。担任の気付きはもちろんのこと、担任以外の教職員の気付きも含めて、それが、少なくとも3人以上のチームで共有され、複数の目による見守りがなされ、その不調和を解消する大人からの介入の必要性の有無と適切な方法がチームで検討され実行されることが、現代の学校現場に強く求められることであると痛感させられた。茅ヶ崎市教育委員会は、このことを、教職員個人の資質や理解の問題としてだけでなく、管理職の役割も含め組織としてのシステムの問題として捉え、今後の方策を十分に検討し実行していただきたい。

当該児童が長期に渡り受けてきた苦痛は、察して余りあるものがある。しかしながら、当該児童が、これからの新たな学校生活における経験を糧とし、過去の記憶を乗り越えて、自らの成長の道を歩んでいってくれることを切に祈念する。

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員名簿

(敬称略)

氏名	職業等	調査に従事した期間
(会長) 松坂 秀雄	大学講師	平成28年11月～ 平成30年12月
(副会長) 朝倉 新	精神科医	平成28年11月～ 平成30年12月
真船 裕之	弁護士	平成28年11月～ 平成30年12月
長谷川 愉	関係行政機関（福祉）職員	平成30年4月～ 平成30年12月
長田 清司	茅ヶ崎市中学校長会代表	平成30年4月～ 平成30年12月
中馬 智子	保護者代表	平成28年11月～ 平成30年12月
堀 恭子	臨床心理士	平成30年7月～ 平成30年12月
亀田 春彦	茅ヶ崎市中学校長会代表	平成29年1月～ 平成30年 3月
森 美耶子	臨床心理士	平成28年11月～ 平成28年12月
野坂 正径	関係行政機関（福祉）職員	平成28年11月～ 平成30年 3月
古郡 隆文	茅ヶ崎市中学校長会代表	平成28年11月～ 平成28年12月
原 優子	臨床心理士	平成29年1月～ 平成29年 8月